

新型コロナワクチン接種情報

(10月19日時点)



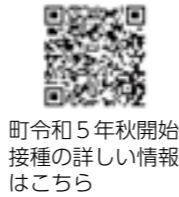
菊陽町新型コロナワクチン
コールセンター
☎(234)7077 詳しくはこちら

最新の情報は、随時更新します。ホームページをご確認ください。(右上のQRコードから)

令和5年秋開始接種の予約を受け付けています(11月実施分まで)

12月からは実施医療機関が少なくなります。
ワクチンを接種して免疫が付くまでに1~2週間程度かかります。(新型コロナワクチンQ&Aより)
年末年始や受験シーズンに備えて早めに接種をご検討ください。

接種ができる人	次の全てに該当する人 ・接種する時に生後6カ月以上 ・初回接種を完了している ・前回の接種から3カ月以上経過している
使用するワクチン	ファイザー社のオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン ※5~11歳用、6カ月~4歳用は製剤が異なります。
接種費用	無料 ※令和6年3月末までは無料で受けられます。



町令和5年秋開始
接種の詳しい情報
はこちら

※初回接種を未接種の人は、まず初回接種を受けてください。

65歳以上で肺がん検診未受診の人へ レントゲン(肺がん・ 結核)検診を行います

健康・保険課 健康増進係
☎(232)4912

11月1日(水)~10日(金)の間(土(日)祝を除く)、レントゲン車が町内を巡回します。
対象者は、今年度レントゲン検診を受けていない満65歳以上(令和6年3月31日現在)の人です。受診は無料(問診の結果、喀痰検査を行う場合は500円の自己負担あり)で、質問票を事前に送付しています。都合の良い会場で受診してください。対象者で質問票が届かなかった人は、お問い合わせください。



歯周疾患検診は 受けましたか

健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

歯周疾患は、むし歯と並んで歯を喪失する原因になる口の病気です。予防には専門家による定期的なチェックが必要です。ぜひこの機会に受診しましょう。
対象者には、4月に案内を送っています。転入や紛失などで案内が必要な場合は、ご連絡ください。

- ◆期間 4月中旬~12月末
- ◆対象者
40歳(昭和58年4月2日~昭和59年4月1日生まれ)
50歳(昭和48年4月2日~昭和49年4月1日生まれ)
60歳(昭和38年4月2日~昭和39年4月1日生まれ)
70歳(昭和28年4月2日~昭和29年4月1日生まれ)
- ◆場所 委託医療機関(要予約)
- ◆料金 700円(町負担額2,966円)
- ◆内容
歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導



国保の加入・脱退の届け出は忘れずに
11月は国民健康保険(国保)強化月間です

国保に加入する必要がある人
国保は、74歳までの人で社会保険(健康保険、船員保険、共済を含む)の被保険者およびその扶養者を除く全ての人が加入する制度です。退職などの理由で他の健康保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。

社会保険加入の確認を
事業所に勤務している人(一定の要件を満たす非正規雇用を含む)は社会保険に加入できるか確認してください。

◆社会保険の被扶養者になれる場合
同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養の認定ができるかどうか、勤務先に相談してから手続きをしてください。

国保に加入・脱退する場合には、届け出が必要です。

健康・保険課 国保・年金係
☎(232)4912
税務課 住民税係
☎(232)4911

国保に加入する

- 退職日から14日以内に届け出を行ってください。
- ◆注意点
国保加入の届け出が遅れると社会保険の資格喪失日まで遡って課税されますので、早めに手続きをしましょう。
- ◆必要書類
 退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」
 窓口に来る人の本人確認書類

国保から離脱する

- ◆注意点
社会保険に加入した場合も自動では切り替わらず、国保を離脱するための届け出を自身で行う必要があります。国民健康保険税と職場の健康保険料を二重に支払ってしまうことがありますので、早めに手続きをしてください。
- ◆必要書類
 国民健康保険証(離脱する人の分)
 新しく交付を受けた「健康保険証(全員分)」
 窓口に来る人の本人確認書類

◆社会保険の特徴
・保険料の半分は会社が負担します。
・被扶養者の保険料負担はありません。



所得の申告を忘れずに
申告をしないと、国保税の減免が受けられない、医療費の限度額申請時の判定が正しくできない場合があります。申告していない人は税務課へご相談ください。

セルフメディケーションで自分の健康を守りましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な心身の不調は自分で手当てすること」です。

健康を維持するためには、「適度な運動」や「バランスの取れた食事」などを心がけ、自分の体を自分で管理していくことが大切です。日々の忙しさや疲れから、体調不良を引き起こすこともありますが、そんなときは薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる薬(OTC医薬品)を活用し、セルフメディケーションを行ってみませんか。

- ◆セルフメディケーションのメリット
・健康管理の習慣が身に付く
・医療や薬の知識が身に付く
・医療機関で受診する手間と時間が省ける
・通院が減り、医療費増加が抑制できる
・セルフメディケーション税制での所得控除